

令和3年10月7日

香芝・王寺環境施設組合
新ごみ処理施設建設調査特別委員会

(第7回)

会 議 録

香芝・王寺環境施設組合

令和3年 第7回

香芝・王寺環境施設組合新ごみ処理施設建設調査特別委員会
会議録

- 1 招集年月日 令和3年10月7日
- 2 招集場所 香芝市役所5階議会委員会室
- 3 出席議員 8名
 - 1番 松岡成行
 - 2番 鎌倉文枝
 - 3番 幡野美智子
 - 4番 中川義弘
 - 5番 川田裕
 - 6番 河杉博之
 - 7番 下村佳史
 - 8番 中谷一輝
- 4 欠席議員 なし
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 福岡憲宏

副管理者 平井康之

香芝市市民環境部長 笠屋眞一

香芝市都市創造部長 堀本武史

王寺町住民福祉部長 南 昌 邦

事務局長 井 上 隆

6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局次長 平 野 厚

事務局主幹 吉 田 卓 朗

7 会議の事件は、次のとおりである。

1 費用の負担について

2 その他

8 開会 午前9時55分

(委員長 下村佳史) それでは、時間早いですけど、みんな集まりましたので始めさせてもらいます。

早速ですが、新ごみ処理施設建設調査特別委員会を特別委員会条例第8条の規定により招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中、出席賜り、誠にありがとうございます。

本日の委員会につきましては、香芝市による録画等を許可しておりますのでご了承をお願いいたします。

それでは最初に、管理者の挨拶をお願いいたします。

はい、管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日は、委員各位にはお忙しい中、香芝・王寺環境施設組合議会第7回新ごみ処理施設建設調査特別委

員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回の特別委員会では、前回の委員会から継続審議になっております香芝・王寺環境施設組合の関連事業の費用負担につきまして委員各位の引き続いての論議をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願い申し上げます。

(委員長 下村佳史) ありがとうございます。

出席委員は8名で定足数に達しております。ただいまから香芝・王寺環境施設組合新ごみ処理施設建設調査特別委員会を開催いたします。

これより案件に入ります。

質疑、答弁は簡素明瞭をお願いいたします。

それでは、案件第1、費用の負担について、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) はい、井上事務局長。

(事務局長 井上隆) 失礼します。

案件1、費用の負担について。本案件につきましては、前回の委員会でご審議いただいておりますが、最後に委員長よりこの件は継続審議で進めるとされましたため、引き続き本委員会でのご審議をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

(委員長 下村佳史) ありがとうございます。

それでは、ただいまより質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言をお願いいたします。

王寺の方の委員さんから前回の最後にお持ち帰りいただき検討するという答弁で継続となっておりますので、よろしくお願ひします。

中川副委員長。

(委員 中川義弘) 前回持ち帰って王寺町のほうで話をさせていただきました結果、従来どおりということで全員そういう答えでございましたので、よろしくお願ひいたします。

(委員長 下村佳史) はい、松岡議員。

(委員 松岡成行) 松岡です。

この前、川田委員からお話を聞かせてもらいまして、いろいろ検討までもいきませんが、全く不当な要求だということで、以前から私もこの委員をさせてもらっていて、先人の方がいろいろ決めてくれはって、それで王寺・香芝は納得してここまで来ていますので、このままのスタイルで行ってもらうのが、香芝の住民の方がいろいろおっしゃっているというのをそういうことも発言しておられましたけれども、全く聞いてみたらそういうこともないみたいで、収集車のほうも香芝のほうが多く通っておられるということを現実に聞いていますし、今までどおりのと言いましたけれども

そういうような形でやっていってもらうのが正常かなと思います。

以上です。

(委員長 下村佳史) ありがとうございます。

ほかに質疑のある方ございませんか。

(委員 川田裕) 委員長。

(委員長 下村佳史) それでは、川田委員。

(委員 川田裕) 今、王寺さんのほうからの回答をいただきました。もっと真摯にいろいろ調べていただいているのかなと思ったら、ただ一言だけでどういう何を根拠にもってその結論に至ったのかというのが全く分からなかったわけですがけれども、こちらは前回の委員会からまだ調査が不足しているところも含めまして大体多くの調査をしまいいりました。それから考えますと、これ当然この今問題になっています畑分川線です、この道路について検討も組合のほうですずっとされてきたという証拠書類も全部出てきていまして、焼却場を建設するに至ってこれは開示請求をかけて議決証明をいただきましたけれども、いわゆる今現在の新焼却場です、これを建設するに至って今の覚書というものも既に行政文書として存在されておったということもあります。

そして、説明会、地元においての説明会です、これ香芝の中でもずっと今まで前々からの約束であったと、進入路は

前々からの約束であったと、ところがそれが履行されずに放置されてきていたと、そのために香芝市民というのは今発言、一部の方に聞いただけやと思いますけど、知らない方もいらっしゃると思うので、関係されている自治会関係とか皆さん、もうお怒りだったんです。説明会でも怒号が飛んでいたというような状況の中で、なぜ香芝市以外の収集車が我々の町の中を走るんだと、これはもうずっと言い続けられてきたことでもあります。そのために協定書にもこれ明記されていたわけです。協定書というか覚書ですか、明記されていたと、それをもって今度新焼却場を建設するに当たって行ったけれども、何を言っているんだというところから始まりまして、約束も守らないのになぜまた次の話だということが現実であったと。

その説明会もいろんな、すったもんだが当然ありましたけれども、調べてきたらその説明会もこれは組合で開催されていたということで、組合で開催されていた。何も香芝市が勝手にやったわけではないので、だからその証言も取ってまいりました。

それからにおいても、これ根本的な法的な問題もあると思いますので、この責任主体はじゃあどこなんですかということです。そこからこの委員会で明確にさせていただきたいと思います、責任主体。

もともどこれ、廃掃法からいったら収集車の管理というのは王寺の計画によって定められていると思うんです、法からいったら、ということはそれは香芝市の権限に及ばないところなんです、収集車の管理というのは、運搬です、運搬に関してはそれを香芝市の権限がないところであると。でも、香芝市にとって先日議会でも答弁もいただきましたが、今回この新焼却場を建てる覚書の内容、王寺側からの進入路を建設するということにつきましてその法根拠を聞いてみました。法根拠を聞いてみますと、廃掃法による住民の生活上、保全に関する支障を来すということで受忍限度を超えているということの判断から香芝市はそのように判断したんだと、すなわち王寺町の収集車が通ること、これは約35年にわたって住民の限度を超えてしまったと、この判断によるものであるということであって、王寺側からの進入道路を造らなければいけない。

前回申し上げましたように、先ほど不当な要求ということをおっしゃいましたが、法律からいったら何が不当なんですかということなんです。だって責任主体はそちらじゃないですか、収集車の、そうでしょう、じゃあお聞きしたいんですけど、香芝市は市民が王寺町の収集車がどんどん通ると、それに我慢も重ねてきたということから、それで不当な要求なんですか、これはということに結論なってくる。責任

主体はそちらですから、収集車が通るというのを我々はもうそれは香芝市としては判断されているわけであって、受忍限度を超えているということで、これ法による措置です。法的行為ですから、それをもって次に何らかの措置をしなければならぬとなっていると、法律では、じゃあ措置をしなければならぬのはどちらなんだと、そちらじゃないですか。王寺側じゃないですか、なぜ香芝市がしないといけないんですか、大体そこからして論理が破綻しているんじゃないかこのように思うわけです。

今までどおりでも過去の先例も全部調べてきましたけれども、今の進入路を造るにおいても、今現在使っている進入路です、これを造るにおいてもこれ組合施工で道路を建設されているじゃないですか、道路が建設されているんです。その後、香芝市に移されて、そして市道として認定されたという経緯がありまして、規約変わっていません。当時と今は変わってないです。ということはその規約の判断でそのことをやっている、運営管理に含むのか建設費に含まれるのかはそれは別としても、それはそれでまた議会で解釈というのを判断すればいいと思いますけれども、ただその後、協定、10年目、20年目によっても王寺町からの支出も行われているということです。

これらの過去の事実行為から判断していけば、今回我々香

芝市議会でもいろいろ聞いてみましたが、負担割合はそれはあるものだと思っていたということが今の現状でありまして、それをいきなり前回の委員会で確認したところ、王寺町長が全てそれは香芝市が負担するんだというようなご答弁をなされまして、だから今日は改めてもう一度お聞きしたいんですが、王寺町長が香芝・王寺のこの組合を省略して言いますが組合の規約に明記されていない負担は各自治体が行うものであると答弁なされたと思います、担当の地域での団体で行われると、言葉足らずだったらご指摘いただきたいんですが、その主張を導かれた根拠になる法律というのは何なんでしょうか。

(委員長 下村佳史) 平井副管理者。

(副管理者 平井康之) すみません、正確にお答えさせていただくと、負担として従前、香芝市域の協定に基づく事業、王寺町域における協定に基づく事業、それはそれぞれの団体でそれぞれの負担ですということの根拠ということによろしいでしょうか。

(委員 川田裕) はい。

(副管理者 平井康之) ですよ。間違っているか分かりませんが、基本的に地財法、これが基本的な根拠が決められていると思っています。なので、9条だったですか、地方公共団体の事務はそれを行っている経費については当該地方公

共同体が全額負担するという9条の精神だと思っています。

その事務の在り方ということで、先ほどの協定に基づく地元対策事業、香芝市長と、あるいは香芝町と当時自治会で結ばれた事業、または王寺町長と王寺町の自治会が協定を結んだ事業、それにはそれぞれの事務事業として位置づけられますので、地財法の根拠に基づいてそれぞれの自治体が全額これを負担する、この基本を申し上げただけだと私自身は思っていますが。

以上です。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 地財法はもう基本的なことを書いている。多分28条の2のことをおっしゃっていると思いますが、それは強制的に徴収をしてはならない等々が決められておりまして、何も香芝市は強制的に徴収なんかしていないわけでありまして、私が今聞いているのは事務主体になるその根拠なんです。

当然、これ廃掃法が絡んできますよね。廃掃法でそういった地元の建設に至るための施策というのはじゃあどこの事務なんだということなんです。事務は規約からいきましたら施設を設置するということに規約では書いていますよね。その管理運営も含めまして、それからいきましたらそれを管理運営するということになればいろんな制約が廃掃法によってか

かってくるということがありまして、また廃掃法のこれ大体9条でも明確に書かれていますけれども、これはあれなんじゃないですか、運搬についても施設設置者に関しては運搬に関して管理運営しなあかんわけでしょう、だったら根拠はこれ香芝市の事務じゃないです、特別公共団体の事務じゃないですか、だから我々はその感覚でこの間から、今不当な要求と言われましたけれども何も不当な要求じゃなくてちゃんと法根拠に基づいて言っていたんですが、なぜ都合のいいところだけ香芝の事務だと、ほんなら負担割合のところは特別公共団体の事務だと、じゃあ廃掃法関係なしでやっているんですかと、その根拠をもともと調べてこられていると今回思っていたんですが、何の説明もなく従前どおりって全く意味分からないわけです。

今日はその辺をはっきりさせていただきまして、香芝市が実際に地元対策費、そして進入路の建設です、これ2つ分けたほうがいいと思うんですけど、地元対策費の種類と進入路の種類はまたこれ別の話になりますので法的にいったら一緒になっていくことはないわけです。だからそれを分けて考えていきたい。ごっちゃになったらややこしくなりますので。進入路に関しては、これあくまでも新焼却場建設に係る覚書等の条件としてやられていると、前回王寺町長のご答弁ではその中身については香芝市長がサインをされているという

ことでそれも確認も取ってきたんですが、説明会自体は全部組合が主催としてやっていたと、組合主催ということで、それに附属する道路の建設であるとかそういったところの説明等々必要なものがありますので、組合の職員さんは数も少ないですから、だからそのために香芝市の職員もお願い申し上げて出てきていただいていたんだと、こういうことだったんです。

そのときに、王寺町長にもこの説明会に関して出席を求めたこともあったと、何の事情かは分からないが出席はなされなかったということを聞いているわけです。

それから考えても、組合主体で過去の流れからいったら、当初新しく一番初めに建てた建設のときは進入路を造るのは組合施工でやっていて、今回も我々の感覚からいきましたらこれは都計道路であろうが何であろうが進入路のために造っているわけですから、その進入路建設に関して全くそれは香芝市が負担しなければいけないんだというその根拠を聞いているわけです。なぜ香芝市がやらないといけないんですか、根拠がないですよ。

(委員長 下村佳史) 中川副委員長。

(委員 中川義弘) 従来どおりということは、昔に香芝のほうでは杉田町長、王寺のほうでは保井町長と、王寺のほうでは51年のときに要するに設立組合をつくろうということで香芝

と王寺が保井町長と杉田町長で話が決められたと。その後、57年に運用をやっていくということで、一応そのときも王寺は保井町長、香芝のほうは杉田町長は亡くなられて山本町長がその代理としてやってこられたということでもありますので、この件につきましては、あくまでも今までのいきさつの中において、香芝何線や。

(委員長 下村佳史) 畑分川線。

(委員 中川義弘) そのことについては、一応王寺は王寺のほうで、王寺の明神4丁目までは王寺がすると、ほんでそこからは香芝のほう負担を持って都市計画の関係で全部させていただくというふうに私は聞いております。

その中で、何で王寺が先ほど言われたようにその地域の人に迷惑をかけたなということ、もう亡くなられた先山市長のほうから言われたのは、王寺のほうはなかなか道ができませんまんかったなと、香芝も迷惑ばかりをかけてという話を我々聞いております。だから、そのことに対しては王寺の道路は香芝のほうで造っていくという内容の話を聞いておりますので、だから今言われたように一方的な答えじゃなしに、やはりこれはあくまでも香芝は香芝市の市道やと、王寺は王寺の町道やと、だからここから先は香芝は都市計画の関係で全額うちが出しますというふうに、地元対策といたしましても香芝は香芝で、王寺は王寺でしてくださいと、そのことを

一番よう知っておられる、川田議員は前回市会議員のときの都市計画の委員長でございましたので、その件につきましては香芝は香芝で、王寺は王寺で話合いをしてくださいというふうな答えで我々は聞いておりましたので、これを今ひっくり返すということになるということ自身は我々にとってはそれはできない話やと、このように思っておりますので。

だから、答えはごく簡単に私も申しましたんですけれども、そういう話合いがあつてこそ今までやってこれたと、その中において何で議会がもっと入ってこられへんかったというのは、町はあくまでも4年に1回の選挙でございます、この香芝・王寺議会という議員さんは1年ごとに交代するぐらいのいつまでも続けられる議員ではございませんので、その中において町同士の話合いが一番大事かと思ひまして、それはもう町との話は、みなできていると思っております、私は。香芝のほうも、その件については香芝のほうも知っておられると思ひますので、だから何も無理難題を王寺が言っているわけではありませぬので、そのことだけはぜひとも頭の中に入れておいていただきたいなとこのように思っております。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) お気持ちは分かるんですけども、ただ法根拠にないことで話していても今意味がないじゃないですか。ど

この責任主体であるかということがはっきりしないと。じゃあ以前の市長がそう言われたからとかといったって今確認しようがないわけであって、市長がそんなことを独断で決めるといふ権限もないわけでしょう、法的には。議会の議決もやっていないわけですから。だからそういった意味不明なことを言われましてもこちらも判断に困るんです。

話を戻したいんですが、廃掃法の9条の4です。ここには当該一般廃棄物処理施設に係る周辺の地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとするということで明確に規定されているわけですが、いわゆるこれは市町村及びですからこれは自治法の中で特別公共団体の場合には自治法、普通地方公共団体と読み替えることをしますので、ということはこれは組合がとって読んでいいと思うんです。組合が周辺地域の生活環境、保全及び増進に配慮するものということでこれ法律行為なんです、それが当時の市長がこう言っていたとかああ言っていたとか言われましても、じゃあ違法されていたんですかということになりますし、まして我々はそういうふうには思っていないで、以前の当初設立した当時から全部調べましたら、そのときの進入路建設かてちゃんと負担割合を持ってやっているじゃないですか、負担割合を持って。じゃあ従前どおりやるというんだったら負担割合をちゃんときっちり決めてやるということでしょう、従前どおりやられるとい

うことだったら。それか今回特別に王寺側が負担しなくていいんだということの規定をまた別か何かで定めるわけですか。

(委員 中川義弘) いや、都市計画法の……。

(委員 川田裕) そういうことになるわけでしょう、発言中なんですよ、今、発言中。

(委員 中川義弘) 聞いているのちやいますのか。

(委員 川田裕) 発言中です、委員長、注意してください。

(委員長 下村佳史) 発言中ですので、お願いします。

(委員 川田裕) 審議妨害です。

だから、そういったことを言っていて、だからそれで香芝市が全て香芝市の地域の中にあるものに関しては香芝市が全部負担しなければならないというその根拠を、副管理者が前回答弁なされましたので、今また改めて副管理者のほうにお聞きをさせていただいたと。

そういった意味で、これは廃掃法も全部もうありますけれども、何を根拠に香芝市が負担しなければならないのかというその負担区分というのが明確でない上で、一方的に副管理者のご意見だけで香芝市が全部負担しなければならないんだというのは乱暴過ぎると思うんです。だから、それからいったらその根拠をちゃんと答えていただいて整理していく必要があるんじゃないかと、このように思うわけですが、もう一

度お聞きします、香芝市が負担しなければならないその根拠、それをお答えください。

(副管理者 平井康之) はい、私ですか。

(委員長 下村佳史) はい、平井副管理者。

(副管理者 平井康之) 論点をはっきりしておかなければいけないと思うんですけれども、なぜ香芝市の事業を全て香芝市、あるいは王寺域の事業を王寺で負担するべき、その根拠ということによろしいですか。

それは先ほど申しました地財法9条でその事務はその所管する自治体が全て負担するという、これが当然先ほどおっしゃったように根拠だと思います。

今、道路のことが論点になっていると思います。これは委員もちろんご存知だと思うんですけれども、都計法、あるいは道路法、ほかのいわゆる公共事業といったもの、これは通常、特に道路が一番はっきりしていると思うんですけれども、当然のことながらその近隣の方とかバスとかが通るわけですけれども、普通道路といったものは不特定多数の人が利用する、当然通行するものですので、その道路については責任主体が費用を負担するという、それには当然国庫がついたりとかということはあるんでしょうけれども、その費用負担についてほかの団体に負担転換するということは28条の2で禁じられておると、こういう理解だというふうに思いま

す。

それと、すみません、もう一つ、私承知していないことだけ前提にするわけにはいきませんので、今白鳳台地区の皆さんにはパッカー車の通行でご迷惑がかかっているんだらうとそれは拝察いたします。今都市計画道路ですよ、その白鳳台からの西、処理施設に行く道、これ私実は以前の過去の経緯というのは存じ上げておりません、すみません、市の都計道路という前提の認識でしか考えておりませんでしたので、先ほど委員おっしゃったようにそれ以前に組合事業として造られて、それを市のほうに移管されたというふうに、私間違っているかもしれませんが聞いたんですけれども、その経緯というのは承知しておりませんので、そこはできれば正確を期していただきたいというふうに思います。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) それは組合事務局のほうに書類は保管されています。僕言っているのは進入路ですから。白鳳台から上がっていく道じゃなくて、白鳳台の道から山の上に上がっていくその進入路がございますね、そのことを申しているわけでありまして、その進入路に関しては当然これはもう当たり前の論理ですけど建設しようとしても道がなかったら造れないじゃないですか、稼働しようと思っても道がなかったら運べないわけです、だからそれは当然に建設費用に含まれるわけ、

進入路というのは。

昨日も環境省のほうに私確認をさせていただいたんですが、都計道路であろうがどんな単費で造られる道路であろうが、その費用負担というのは別に都計道路だから負担割合をやってはいけないというそういう決まりは法律はありませんということでこれははっきりと確認をさせていただきました。

ただ、今町長さんもおっしゃったようにそれに対する国庫とか交付税措置等々がつきます。交付税措置ということが基準財政需要額にプラスされるわけですから。だからその分まで含めて負担割合でせしめるようなこと、これは駄目ですよということで、だからその分を全部抜いた分のいわゆる真水の分での負担割合というのはそれは当然構わないですよということで昨日回答いただいているわけです。

だから、都計道路だから駄目だということになれば、例えば御所の葛城清掃組合でも道路を造っておられますから、だからあれも負担を出しておられるからまたそんなのも同じような問題になるのかなというような感じもするんですが、法的な確認としてはそういうところはちゃんと行ってきたということでもあります。

だったら、それからいきましたら、この間規約に書いていないからそれはというのは、あそこはあくまでもあの2つし

か書いていませんので、3条しか書いてませんので、だからそれに関する負担割合がどこに主体があるのかということになっていきますと、関係のあるものまで、ほんならその地域にいったら香芝にあるわけですから全部香芝がやらないといけないじゃないですか。それはあり得ないでしょう。普通あり得ないです、僕もたくさんの方に聞いてきましたけれどもそれはあり得ないと。

だから、特別公共団体でやっているものだと我々は思っていましたので、特別公共団体ということは王寺も香芝も地域を2つが1つになって特別公共団体としてやっているわけです。

ただ、運搬に関しては廃掃法の規定があるので一般道路法からいく道路、誰が通ってもいいんだということはありません。これも廃掃法の6条の2になりますけれども、市町村が一般廃棄物処理計画に従ってその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、また処分しなければならない、処分するのは施設です、その第2項に関しましては市町村が行うべき一般廃棄物並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬または処分を市町村以外の者に委託する場合は基準は政令で定める、政令で基準が定められているということになるわけです。

それから鑑みますと、市町村は一般廃棄物処理計画に従ってその区域内における一般廃棄物の生活環境の保全に支障がないように収集し、これを運搬、処分しなければならない、それは基準で定めるとされていますので、それは政令で定めるとされています。だから、この王寺町によっても一般廃棄物の運搬についてもこの基準を充足しなければならないということになってくるわけです、法律に書いていますから。だからそれからいきますと政令の施行令です、第3条には、法第6条の2、今読みましたところです。第2項の規定による一般廃棄物の基準、これは政令で基準が示されていますので次のとおりとすると、一般廃棄物の収集または運搬に当たっては次によること、そこでイロハがあるわけですが、イの一般廃棄物の収集または運搬に当たって次によること、収集または運搬は次のように行うこととなっていて、収集または運搬に伴う悪臭、騒音または振動によって生活環境の保全上、支障が生じないように必要な措置を講ずること、このように規定されております。

ロには、一般廃棄物の収集または運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上、支障を生じるおそれがないように必要な措置を講ずることとこのように規定されているわけです。

だから、これから考えますと、6条の2の2項の規定によ

り一般廃棄物の処理基準、この定めた政令です、これ施行令3条が規定されているわけですが、運搬に伴う悪臭、騒音、または振動に対して生活環境の保全上、支障が生じないように必要な措置を講ずることとされているわけです。

また、施行令3条の柱書きでは、一般廃棄物の処分のために施設を設置する場合についても収集及び運搬について定めた同条1号ロを準用して生活環境の保全上、支障が生じるおそれがないように必要な措置を講ずることとされているわけです。

したがって、王寺町による一般廃棄物の運搬や処分のための施設の設置につきましても、生活環境上、保全上、支障が生じるおそれがないようにしなければならないのは王寺町さんなんです。そしてその王寺町によるごみ収集車が香芝市の区域内の道路を通行する場合における生活環境の保全上、支障が生じるかどうかというその判断です。その有無はその土地の区域の管轄する行政主体である香芝市が判断すべきものであるということです。

だって、これそうでしょう、環境の計画を立てられておりますから、香芝も王寺もあるわけです。だけど香芝市の環境のところは王寺町の収集車は含まれていない。それはだからそちらの事務主体なんです。だからそれによってやらなきゃいけない。

じゃあ、このところから読み解いていきますと、じゃあ責任主体は先ほどから言っているけれども誰なんだと、そこらには関係ないんだと言われるけれども、香芝市からしたらなおさら関係ない、王寺町の支障を講ずることを措置することを何で香芝市のお金でやらなければいけないということになってくるわけでありまして、だからそれから考えるとこれは法的な根拠はここにしっかりと書かれているということなんです。反駁があるのであれば法的な理由で反駁をいただきたいと思います。

(委員 松岡成行) 委員長。

(委員長 下村佳史) はい、松岡委員。

(委員 松岡成行) 1番松岡です。

廃掃法、廃掃法って今おっしゃっていますけれども、今回の新設道路の場合は廃掃法は優先されません。これ、香芝の行政区域内にあるものは香芝の区域内の……。

(委員 川田裕) 新設のことじゃなくて、今走っている道路のことを言っているわけです。

(委員 松岡成行) それにしても一緒ですわ。パッカー車ばかり走っているのは違いますわ、いろんな車が走っていますねん、ご存じのとおり。それを強調してごみの収集車ばかり言わはるけれども、それはうちの収集車ばかりじゃないでしょう。

この新設工事のことを言いますけれども、これは優先されません。先に建設、地域の行政の範囲の自治体がするものです。そっちに主を持っていかなあきません。廃掃法のこともよく分かりましたけれども、今回のケースの新しく建設する道路は廃掃法は優先されません。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) 全く言っていることと違うことを答弁というかご質問いただいていると思うんですけれども、今言っているのは今現在走っている道路に関して王寺町の収集車が走っていますよね。今香芝市も走っていると言いましたけれども、香芝市民の方は香芝市の車だったら自分のところの市なので受忍の限度範囲内にあるだろうと、こういうことなんです。ところが、王寺町の収集車に関してはなぜ我々がそれを受忍しなければならないんだというのは35年前からその話があったわけです。だから約束もあって王寺町側から進入路を造ろうとする話があったわけです。だけど、それを誰が通ってもいいんだということになったら廃掃法の意味が今の話をしているので、新しく今造っている都計道路、この話は今一切していないんです。

だから、今言っているのは今走っているところ、今度これも王寺町の収集車がここを走れなくなるんです。今新設を

造っていますから新設が稼働するときには今の道を走ってもらったら駄目なんです。そういう約束で新設、合意形成をしてやっていますので、それは組合の議会のほうでも報告されているわけじゃないですか。それを分かった上で建設を議決されて始めておられるということですから走れないわけです。

ということは、今の論理からいきましたら、じゃあもう新しく道ができた、そこを通られるのは結構です、通られるのは。誰もそこを通ったらあかんと、そんなんを言うてるんじゃない。ただ今現在の道については新協定という覚書です、そのまだ基本協定、これ今協議中ですから、地元とは、最後、基本協定まで結ばなければいけないでしょう、それをご理解ください。まだもう全部話が終わったわけじゃないので、まだ今協議中なんです。最後、稼働するときには基本協定をもう一回結ばないといけない、そういう約束になっているわけでありまして、それまでにおいてじゃあ今度進入路を造るということは香芝市民の方にも聞いてきましたけれども、これ一部だから全体の意見とは言えませんが聞いてきました、関係者の方に聞いてきましたけれども、我々が長年苦勞して我慢してやってきたと、そしてそれが全部香芝市の税金の負担でやらなければいけないということは、措置を講じなければならぬというふうになっているものに関して我々

の税金でそれを我々で自らの手でそれを措置しなければならないということはある得ないということなんです。

だから、今のものも負担割合で、どこの公共団体もそういうふうにやっておられるので、何も特別先ほど言った不当な要求をしているわけでも何でもなくて、逆に言えばなぜ香芝市民がなぜ王寺町が通られる収集車に苦情があって、生活上、支障が生じるということで香芝市が認定しているわけでしょう、認定したんです。意味分かります、認定したということはその権限は香芝市にありますので、香芝市の区域内ですから。だから香芝市はそれは受忍の限度を超えるということで判断しているわけです、それは答弁も取っているわけです。

だから、今後、今の旧の稼働しているうちはいいかもかもしれませんが、社会的設備、施設に関わりますので今日言ってあしたから走らないでください、そんなことできるわけないじゃないですか、公共上無理ですよ。だからこの間も答弁を取りましたら、香芝市での決算委員会、この問題において継続審査になっているわけで認定に至っていないわけですから、じゃあいつまで王寺町の収集車が今の走っているルート、白鳳台のルートをいつまで走っているんですかということをお聞きしましたところ、香芝市側の回答というのは令和6年8月までという回答をいただきました。それで認定して

いるのでもうそれ以上走ってもらったら困るわけです。まして、いや、道路だから誰が走ってもいいんだということになったら、廃掃法のこの基準を守らなければいけないということを公共団体の長がそれを無視してやられることはこれは当然ないと思いますので、だから当然それまでに王寺町としては自らの進入路を自分たちで造らなければいけないじゃないですか、そうなれば。そうおっしゃるのであれば、そうでしょう、何で香芝市が王寺町が持ってこられる収集車の運搬の道を造る必要があるんですか。

(委員 鎌倉文枝) 委員長。

(委員長 下村佳史) はい、鎌倉委員。

(委員 鎌倉文枝) 2番鎌倉です。

川田委員のお話をずっとお聞きしているんですけども、私の理解力がないからかも分かりませんが、経緯的によく分からないんです。

まずお聞きしたいのが、いいですか、委員にお聞きしてもよろしいですか。

(委員長 下村佳史) どうぞ。

(委員 鎌倉文枝) 今おっしゃっている負担割合というのは、かつて組合が造った進入路ですね。その進入路のことをおっしゃっているのか、そのときは組合で負担をして道路を造ったと、でもあとは市に移管されたということは、あとは環境も

含めて市が管理をしていく道路になったというふうに私は感じています。法律家ではないので、川田委員さんが法律論でいろいろおっしゃっているんですけれども私にはそのところが、組合が造って市に移管された道路についてなぜ王寺町が負担割合を考えていかないといけないのかというふうにご発言からは私は受け取っているんですけれども、どういふことなのでしょう。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) 全く話を誤解されていると思うんで訂正します。訂正じゃないですけどももう一度話をしますが、進入路、今の坂を上っていくヘアピンカーブがあって美濃園というその進入路がありますね、あれの費用負担については当時組合の施工で行われたと。その後、市に移管されたというのは別に大した問題じゃない、何も問題ない、管理の問題だけです。だからそこをみんな走っているじゃないですか。

だけど、今回の新しい進入路というのは、これ新焼却場を建設するに当たって条件になっているわけです、それを造れという、造らなかつたら新焼却場の建設に合意はしませんということだったんです。そこをご理解いただいていますか。

だから、過去も進入路を造っているときは負担割合でやったんだから、今回も負担割合が従前どおりと王寺町さんがお

っしゃるんだったらそれは負担割合でやるのが当たり前の話じゃないですか。それをなぜ香芝市が全て負担しなければならないんだということの意味が分からないということを申し上げてきたんです。

(委員 鎌倉文枝) はい。

(委員長 下村佳史) はい、鎌倉委員。

(委員 鎌倉文枝) 2番鎌倉です。

今度の新しい進入路というのは、今香芝市がされようとしている都市計画道路を通って行くんですね、焼却場へ、だから都市計画道路に関するものになるのではないんですか。

(委員 川田裕) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) それは昨日、環境省にもだから確認させていただいたんですが、都市計画道路だからといって負担割合をしなければならないという法律があるんですかということを知りましたらそれはありませんと。それは各団体によって負担割合は決めてもらったら結構ですと。ただし、いやいや、聞いているんです。環境省は言っていたんです。ただし補助金とかそういったものがありますので、その分を含めた分じゃなくてその分を引いた分の真水の負担額をやっていただけ。

それで、ややこしい話をしていてももう面倒くさくなって

きたので、はっきり王寺町の意味というのは今回の負担割合はしないということなんですか。今都計道路を造っていますね。これは都計道路は香芝市が勝手に造っているものであって、我々は香芝市議会議員全部かどうか分かりませんがほとんど、約8割はこれはもうこの王寺町の過去の経緯もこれ計画までつくって案内図までつくられているんです、検討資料とか全部あるんです。行政文書をずっと集めてきまして、今まで過去の経緯も全部あって別の道の計画も全部立てていて、前回王寺町長がおっしゃっていた頓挫されたというそういう計画もあった。その代わり比較検討されて組合のほうで都計道路でやるということも決定されているわけです。だからその流れでずっと来ていたわけです。

だから、香芝市側からしたら当然に地元の住民の合意がなければ新設の焼却場というのは建てれないわけです、建てれないんです。だって規約では設置するわけでしょう、焼却場を。それを設置できるかどうかの関係材料じゃないですか、その合意がなければできないわけですよ。じゃあなぜそれをもって新焼却場を建てなければ、もう老朽化が来ていてあれを使えなくなってきましたから、だから市民生活に影響が出るというそういう大前提の下でやっていてこれが中に条件として入っているわけです。王寺側からの進入路というのは入っているわけです。それをなぜ香芝市のお金で造らないといけ

ないのということで、それで、いや、それは都計道路だ云々だ、道路法がどうの云々だと言われるんだったら、じゃあもうあの道路は王寺町は関係ないわけでしょう。香芝市の勝手な工事なんでしょう。だったらストップしますよ、あれ。

だって、優先順位も上げて、これ議会の議事録を読んでも書いていたじゃないですか。優先順位を上げていってそれを進入路として使えるようにまず早く施工していこうということで報告もされているじゃないですか、組合議会の中で。それをやってきて、香芝はこっちはそのつもりで議員さんもみんなそのつもりでやってきていたわけですけれども、今さらになって負担割合がないんだと、全部香芝市が負担しろと言うんだったら、王寺町さんとの今までの付き合いがあったから無理やり上まで持ってきて、優先順位を一番に持ってきてやっているけれども、ほかに必要な道路いっぱいあるわけです、香芝市でも。止めてほかのところに金を回したほうがいいじゃないですか、香芝市としては。

ということは、あなたたちは自分たちの収集車の運搬事業の事務権限はそちらですから、王寺町さんにありますから王寺町さんで進入路を造られたらいいじゃないですか。走っているのは令和6年8月までということで香芝市はもう断定していますので、それまでは今の道を走っていただいていたいいんでしょうけれども、それ以降までに、今からもう時間があり

ませんので告知しておきますけれども、それまでにそちらに道を造ってくれないのであれば運搬もヘリコプターか何かで持ってこられるか知りませんがそういう論理になってくるので。

だから、こちらは本来造る義務がないのにわざわざ負担割合まで持ってやるって言っているのに、それを頭から、いや、うちは関係ないんできちんと言われるからこんなややこしいこじれた話になっているんじゃないですか。廃掃法の基準から先ほども読んでいましたけれども、分かる分からは分かりませんが、前の議会からこれだけの時間があったんです、一体何の勉強をされていたのかなと思います。僕らでもこれだけの資料を集めてきたんです、これ。あれから、ゼロから。弁護士のところも行きました。だから全く根本的にそもそも論からして間違っていると思います。

だから、そういうふうな言い方でもうやられるんだったら、香芝市議会としてはこんな話をいつまでも何回もやるつもりもありませんので、予算の決議権は議会が持っていますので、今の道、畑分川線ですか、進入路とされているもの、これも予算を可決しなかったら止まるだけの話ですから。

だって、今の道を造るのでも7：3とか言っていたんです。何で王寺町さんからの収集車が通るために、それを約束の下に造っているやつで、それでも香芝市は7を見ると言っ

ていたわけでしょう。普通香芝市は3でいいよ、これもう王寺のやつやからという話をしているんやったらまだ分かりませんが、あまりにも都合主義といいますか自分だけがよければ他人はどうなってもいいのかということになってくるので、だからちゃんと根拠を立てて今日のご説明しようと思って法律も全部調べてきていたわけです。

だから、道路法で走ったらいけないと言うんだったら、そんなもん、ほんなら産廃だろうが何だろうが全部車はどこでも走っていいということになります、そんなことあり得ないです。

そういうことで長々やってもこのままだったら平行線というかもう一緒でしょう、だから香芝市議会組合議員、判断として事前にミーティングも行って意思決定はしてきました、特別公共団体のこれ事務でないんだと言われるんだったら、進入路を建設するに当たって、地元対策費も含めてそれがもう特別公共団体の事務じゃないんだと王寺町が主張されるんだったら、畑分川線の優先順位は低下して工事中止も検討していかなければならない、収集車運行ルートは王寺町の事務区分でありますので進入路は王寺町が施工してください、それはもうこちらはする義務はありませんから。

焼却場周辺地域に対して新焼却場の稼働に係って最終的に基本協定の締結が残されています、そのときには王寺町から

の進入路を造るという約束をしているわけですから、それを稼働するためにはそれまでに責任を持って進入路を造ってください。

(委員 中川義弘) よろしいか。

(委員 川田裕) まだ読んでいますから。

香芝市民は自らの負担で措置を行う議論になりますので、これ全部香芝市が見ろと言われるんだったら多大な反発を招くおそれが、すなわち全てが合意に至っているわけではありませんので、現在も協議中であるということも含めて我々は思っております。

ほんで、今後の予定としては次回の10月27日に本会議ございますね。本会議がございましたからそれまでにもう一度よくよく、今までのお付き合いももちろんありますし、今はこういう話合いになっていますから侃々諤々になっているかもしれませんが冷静にもう一度考えていただきたい。

だから、香芝市組合議会の判断としては、組合議会の我々議員の判断としてはもうこの話は長くするつもりはありませんので。もし今の進入路に関しても負担割合の話合いはしないということであればもう我々も打ち切りますので。打ち切ったらその後、道路を勝手に造ってください、自分たちの責任で。そういうことでそれを通告しておきます。

(委員 中川義弘) はい。

(委員長 下村佳史) 中川副委員長。

(委員 中川義弘) 今、川田委員が言われたことについては非常に我々から聞いておれば、ここまでずっと来れたのは香芝と王寺の信頼関係があってこそ今までこうやってできてきたと、その中において長同士がずっと長年にわたって話をしてこられたと、その中において今このような形で新設の道路についても今までの長自身が、皆さん方が賛同してやってこられたということで、あまりにも自発されている部分が非常に多いかなとこのように感じましたので。慣例でずっと今まで来ております。それは今先ほど言っているように王寺町と香芝市という信頼関係の下でずっと成り立ってきておりますので。それは長同士の話をまず最初に皆さん方にお聞きしていただく問題ではないのかなと思いますので、そこらあたりどのようにお考えなのか、すみませんが聞かせてもらいます。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) 今、中川委員さんがおっしゃったことはそのとおりだと私も思っています。過去いろいろなことがあって協力し合いながらこのごみの焼却事業というものを香芝・王寺共にやってきたわけです。だから、過去の経緯を調べていたら進入道路を造るのも負担割合でやっている、その後、協定が結ばれてその10年目協議、20年目協議においてもそ

れも香芝市・王寺町負担割合で行われていると、しかし今回に限ってはそうではないと。

だから、中川委員のお言葉をそのままお返ししましたら、長年築き上げてきた信頼をぶち壊してきているのはそちらじゃないんですか。我々は負担割合で今までどおり信頼関係を持ってやろうと思っていたというのが今の我々議員の感想なんです。だけどいきなり今回は見ないんだ、都計道路だから知らないんだと言われても、だって新焼却場を建てる交渉も説明会も全部これ香芝市が委任を受けてやっているわけじゃないですか。組合から委任を受けてやっていたと言っていました、だけどあなたたちは何か汗をかかれたんですか。そこで、何もやっていないじゃないですか。そして金も出さない、だからもう中川委員のお言葉そのままです。過去の信頼関係をもって我々は進んでいこうということで前回もご確認をさせていただいたんですが、あまりにも驚くような内容でありましたのでこういう事態に陥っているということをお知らせを兼ねたいということだと思えます。

だから、我々は今後も今までどおり続けていけるのであれば我々も大人の対応というのを当然していかなければいけないと考えていますが、一方的にお金は払わないんだ、香芝市だけが負担したらいいんだ、まして交渉、協議、過去に設計までされているじゃないですか。基礎設計までも、都計道路

の基礎設計は誰がやられたんです、組合でやっているんです、組合で。そういう事実行為を無視していきなりいろんな理屈を持ってきて地財法や何やかんや言われましても何で香芝市が全部負担しなければならないんだということが原点にありますので、王寺町さんの主張がそれだったらじゃあそれで結構です。その代わり我々は進入路は造りません。おたくで勝手に造ってください。令和6年8月まで稼働しますのでそれまでに造ってもらわないと地元協定を守れませんので。当然に設置者はそれを説明する義務もありますのでちゃんとその道路計画を出してください。道路計画を組合に出してください。だって我々香芝市も住民さんに説明していく義務があるわけでありまして、ちゃんと道路計画を造って令和6年8月までに造れるということを出してください。

(委員 鎌倉文枝) はい。

(委員長 下村佳史) はい、鎌倉委員。

(委員 鎌倉文枝) 今、一方的な通告のように受けたんですけど。

(委員 川田裕) そっちの返事で言うてるんですから、我々歩み寄りですら最初から言ってるじゃないですか。

(委員 鎌倉文枝) 通告されましたじゃないですか。

でも、ごみ収集車の搬入道路の整備ですよ、そのことをおっしゃっている。

(委員 川田裕) どういうことですか。

(委員 鎌倉文枝) ごみ収集車の搬入道路のことを今問題にしているんですよ、都市計画道路の。

(委員 川田裕) 新しく造っている進入道路。

(委員 鎌倉文枝) そうですね、それについては一般廃棄物の処理の整備のために必要不可欠であるということもそれは理解しております。

でも、今都市計画道路を計画されているその中でその進入するということになるということについては、香芝市が管理される道路なわけですよ、だからそれでそこを進入路としてというかそこを通っていくということだけであって、そんな急に止められるとかそんなことは考えられないことだというふうに考えています。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) いや、今この新しく造っている、だから1番を今使っている道としますよね。2番が今新しく造っている道としますよね。2番側で言わせてもらいますが、これは地元の覚書等にも書いていますが、新しく稼働しようとするときの条件になっているわけです。稼働するときの条件がなければ建設もできないわけですから、だから我々は負担割合が中川委員がおっしゃったように過去の信頼関係に基づいて従来

どおりに負担割合でやるものだと思っていたわけです。当然真水の分です。補助金とかは入れていませんけれども、けどそれは関係ないんだとおっしゃるわけでしょう。ということはこの道路は我々香芝市としてはその焼却場を建てるという目的のために優先順位を上げているわけでありまして、それが違うんだと言われるんだったら別に慌てて造る必要ないわけです、今の2番の新しい道は。

できたら自由に走られたらいいと思います。別にあんな山の中だから生活上の支障に受忍の限度を超えることはないと思いますので。できたら自由に走られたらいいけど、だって我々そんなに慌てて造る必要ない、関係ないとおっしゃるんだから。関係ないとおっしゃるんだったら、おたくたちはその道路を早く造れとかいつまでに造れという権限は一切ないでしょう。あるんですか、ないです。

(委員長 下村佳史) 幡野委員。

(委員 幡野美智子) 幡野です。

ずっと聞かせていただいております、川田委員がおっしゃることはどうも一方的で納得ができないということです。

この2つ目の今の進入路です、新しい進入路にいたしましてもこれは都計道路ということでかねがね、それは私たちも言うておりますしもちろんそういうことですがけれども、都計道路です。新しいところは、畑分川線、事業目的としては焼

却場に通ずる道でありますけれども、同時に香芝市の地域防災計画では広域避難所に位置づけられている香芝市スポーツ公園へのアクセス機能の向上を図ることが期待できると当時の香芝市長がおっしゃっておりまして、これは別に焼却場専用の道路とかもちろんそういうことはないわけでありまして、それは香芝市民の方が道路ができた後でいろいろ便利を受けられる、そういう道路でもあるわけです。

ですから、都計道路ということはそういう意味もありますので、一方的に王寺がこれからこの道路を進入することは拒否します。そういうむちゃなことは言われたい方がいいのではないかなというふうに思います。

(委員 川田裕) 委員長、注意してください、そんなこと言っていないじゃないですか。

(委員長 下村佳史) と思います。

(委員 川田裕) 1号のやつはもう香芝市認定しているので、だけど進入路の新しいことなんか一言も言ってないでしょう、そんな失礼な言い方ないんじゃないですか。

(委員長 下村佳史) 続けて、幡野委員お願いします。

(委員 幡野美智子) 進入路の負担割合のことを言われているわけですね。だから負担割合は香芝市が都市計画事業として出されているわけですから、その道路ができた暁にはいろんな多様な目的で使われる道路ですので、ですから焼却場だけ

の道路ではありませんので王寺がそこを通ることはあかんというように言われている。

(委員 川田裕) 言ってない、言ってない、そんなこと、おかし過ぎます、言っていること。

(委員 河杉博之) それは言っていないです。

(委員 川田裕) 失礼じゃないですか。

委員長、懲罰動議を上げたいと思います、今のは失礼過ぎます。何で新設の道路が我々が走ったあかんの一言でも言いましたか。何を言っているんですか。

(委員 中川義弘) 今、事業を止めると。

(委員 川田裕) それは香芝の自由でしょう、関係ないとおっしゃるんだから。

(委員長 下村佳史) 待ってください、入らないです、今の話は。

鎌倉委員。

(委員 鎌倉文枝) 2番鎌倉です。

今の幡野委員が言ったのは道路がという表現だったんですけども、先ほど川田委員が言われたのはそこでストップすると、道路をとということと言われたというふうに私たちも解釈はしています。

通るなという表現はありませんでした。でもその都市計画道路というのは広く大きく考えると、たまたま新しい施設に

進入する道路には関わってくるけれども、香芝市さんのほうでは前々から計画されていた道路で、今も幡野委員が言いましたように防災の機能も持たせるというような道路だという、それとこの道路は出来上がりますとどこかで止められるのは香芝市の権限だというふうにおっしゃいますけれども。

(委員 川田裕) ちょっと違う。

(委員 鎌倉文枝) 工事を止めるというのは香芝市の権限だからと言われたと思うんです。だけど、これを貫通させておくことがいろんな生活面において香芝の方にも非常に便利だと思うんです。だって、王寺の駅に出てくる経路としてはすごく便利な道路になりますし、そういうこともからんで、前も香芝の方が王寺のほうに来て三室病院とか病院のほうを利用されることについても香芝から来られる方が結構多いわけです。でもそれを道路ができれば非常に利便性も上がる道路だというふうに考えているんです。

だから、香芝の権限だから止めるというのは香芝市の議会のほうでそういう議決をされるということはそれは私たちは香芝の議員じゃありませんから何とも言えないんですけれども、だけど市民にとっても有効な道路をそういう今言っていることだけで止めてしまっていて香芝の市民の方の利便性というのはどんなふうに考えておられるのか。

それと、先ほどから市民の多くが言っているとか、それか

らいろいろ怒号が飛び交うというようなお話も感覚的なお話を聞いているんですけども、どんなふう to それを調査されて言っておられるのかというのを私はすごく疑問に思っていますし。

(委員 川田裕) 一問一答で言ってくれな、いっぱい言われても分からへん。

(委員長 下村佳史) 3つ目です。

(委員 鎌倉文枝) じゃあ、そこで。

(委員長 下村佳史) じゃあ、2問。

川田委員。

(委員 川田裕) まず、道路の利便性とか云々とかということを申し上げますと、前市長もおっしゃっていたと思うんですけどもこれはスポーツ公園、あそこは防災の目的も持っているということで、もうややこしいから言っていなかったですがあのスポーツ公園に関しても、これ美濃園の関連事業なんです。またこれは問題になると、いや、過去の答弁が残っていますから。いやいや、協定書に基づいた関連事業、だから何にも知らないわけでしょう。さっきからいろいろ言われるけど、調べておられないから、調べたらいいじゃないですか。

だから、もう一回言いますけれども、だからそこに道路が閉鎖されたら、ほんなら防災公園として機能もできない、だ

からほかからの進入路も要るということなんですが、残念ながら香芝市の財政の事情もございましてスポーツ公園というのはまだまだ先でしかできないんです、そんなもん数年先にはできるような問題じゃないんです、ねえ市長。だから、それからいったらなぜその一部分の道だけ先に造るんだということとはこれ香芝市民からもいろいろ意見はあるわけです。

我々は、いやいや、今度の新しい焼却場ができるので、そこで地元の皆さんとのお約束の下で王寺側からの進入路というのは35年ぐらい前からもう約束されていたもので、遅れながら大変ご迷惑を市民の皆さんにはかけてきたけれども、これでやっと受忍の限度を超えている部分については措置することができるんだと我々はそう思っていたわけです。

だけど、前回は申し上げて、それから一方的にって先ほどから言われますけれども一方的に言われているのは王寺町さんであって、王寺町さんが、いや、そんなんは知らないんだ、負担割合はしないんだ、中川委員さんもおっしゃっていたけれども過去の信頼関係と云ったら全部負担割合でやってきていたわけだけれども、だけど今回は別なんだということになってきたら、じゃあこの都計道路はもう関係ないんです、そこまで言われたら、この美濃園とは関係ないわけでしょう、都計道路は都計道路でしょう、開通したら開通したで

自由に使われたらいいじゃないですか。皆さん使われるでしょう、そんなん止める権限みたいなのは当然ないですし。だけど造る権限はあるわけですから。だから関係ないと言われるんだったら我々も関係のない道に先に先行投資する必要ないから、だったらほかにも造りたい道路がいっぱいあるのでそっちにお金を回します。だからあなたたちは廃掃法からいったら収集運搬に関しては王寺町の事務区分になるので自分のところで進入路を造られたらいいんじゃないですかと、突然に言ったってまた慌てられるから前もって通告をしているとこういう意味なんです。

もう一点、何でしたっけ。

(委員長 下村佳史) 市民の声で怒号。

(委員 川田裕) 市民の声はこれは説明会がありましたから、説明会は僕も出てます、見学者として見ていました。理事者さんが説明して、そこに怒号が飛んで、またそれに対して対応されていてということでやっておられた、その見たまを今申し上げているだけの話で何もうそじゃないです。香芝市の職員に聞いていただいたら結構じゃないですか。

(委員 鎌倉文枝) はい。

(委員長 下村佳史) 鎌倉委員。

(委員 鎌倉文枝) 見ていたから怒号が飛んでたというそのことですね。それは一つの感覚的な川田委員が感じられたことだ

というふうに解釈します。

この道路について王寺が造ってくれと言っているんじゃないくて、香芝が造られる都市計画道路をたまたま新施設のほうに通ずる道路ということで、今度香芝市としても順番を上げて先にその道路を造りますというふうに決議されておられるというふうに聞いておりましたから、今突然川田委員が議長になられて突然ひっくり返してこられたというふうにしか理解ができていないです。だから、一方的に、じゃあいいじゃないですか、王寺で造ればみたいな捨てぜりふを言われても理解はできません、それは。

それから、こういった委員会を開くということについても、香芝市側の4人さんで開こうということでこちらに通告が来るわけですけれども、この前も思ったんですけれども川田委員のお話しか全然聞いていないんです、ほかの委員さんはどのように思っておられるのかお聞かせください。

(委員長 下村佳史) はい、河杉委員。

(委員 河杉博之) すみません、我々は我々で前もっているいろんな形で勉強させていただいております。ほんで今おっしゃられた都計道路についても香芝が勝手にというんじゃないくて、先ほど川田委員が申し上げたようにこの組合の中でも進入路として建設していこう、そのために香芝の都計道路の優先度を上げていこうという形になって、それを香芝市議会の中で網

羅されて予算としてオーケーを取っているというそういう順番があるわけですね。

今のうちの川田委員が申し上げたと思う、じゃあ勝手に造ったらいいいじゃないかって確かに急に王寺町さんは言われたらそれは驚かれると思いますけれども、ただご理解いただきたいのは香芝市として都計道路を造るのはこの組合で進入路が必要であるということで上げていったということがまず1つ。

それと、過去形でいくと7：3、そのときは7：3やったかどうかは別にしてそれぞれの負担割合で進入路を造ってきた、またその周辺を整備していくのにそれぞれ10年、20年とやってきた、それを今回の場合は我々はそのままそれが継承されているものと思っていたら100%香芝であるということが、我々の勉強不足もあったんですが今回それが出てきたのでそれはどうなんですかという問いなんです。そこは理解いただきたいと思うんです。それがなく香芝の都計道路だからと言われると、じゃあ都計道路の優先度を上げたのは何のためですかということになるんです。ここをご理解いただかないとその話はまだまだ、先ほどからありますように出来上がったときにお通りになられるのは全然構いません、構わんって我々がいいとか悪いという話では全然ないですね。ただ香芝市としてのお金の使い方というのを優先度とい

うのは考えられることですよねと。ほんで白鳳台を含めた我々の北側の地域の皆さん方にご苦勞をかけていてそういう話があるのであれば、一刻も早く王寺町さん側からの進入道路を造っていきましょうというそういうことになっているだけの話ですから。それを過去の経歴でおっしゃるように、中川さんがおっしゃるように過去の経歴でいくのであれば今は香芝・王寺でいくと7：3の割合になっているんですから真水の分で3というのは考えていただいたらどうなんですかと言いたいだけの話なんで。そこを最初から、いや、出しませんと言われると、都計道路だから出しませんと言われると、都計道路ですけども進入路として考えて、ここで考えられたんでしょ、私はいなかったんですけどこの議会で考えられたんでしょ、そのようにこっちに戻ってきているわけですからそこを考えていただきたいなというお話です。

ただ、法を持ってきて、きつく聞こえるかもしれませんが、ベースはそこにありますよというところを考えていただかないと落とすどころがないですよ。じゃあうちとしても先ほどおっしゃられたスポーツ公園もこれも過去の議事録で残っていますけれども、香芝・王寺環境施設組合の関連施設として皆さんに嫌悪施設として建てているものに対して別のものをしっかり皆さん方に喜んでいただける施設を造りましょうで上がっているものだという過去の経歴もしっかりあり

ますので、そこをしっかりと押さえていただいた上でお話をしていたら、こちらはその過去の経緯で調べてきてやっている話を、いや、初めて聞きましたというて、初めてというのは過去を調べていただかないとあかんという話になるんじゃないですかというだけの話ですから。

ごめんなさい、もう一個だけ、さっきから言っている令和6年8月までが一応期日になっているというのもこれも覚書やね。

(委員 川田裕) いや、覚書には書いていないです、これは答弁が。

(委員 河杉博之) 答弁として出ている、それがあるということになりますので、そこを基本協定を最終的に施設ができたときに進入路ってどうなるんですかといったときに間に合う、間に合わないになった場合に今の現在お通りになっているところが通れなくなるというのはこれは出てきますよという話になるだけの話で、そこについてお考えをもう一度しっかり考えてきてくださいねという話を申し上げているだけなので、整理したらそういう形になるということです。

以上です、私のほうからは。

(委員長 下村佳史) 鎌倉委員。

(委員 鎌倉文枝) 今、6年8月までの答弁とおっしゃいましたが、どなたの質問に対して答弁ですか、いつの時期に行われ

ているんですか。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) 前回のこの組合議会の委員会をさせていただいた後で、負担が香芝市が全額しなきゃいけないということが分かりましたので、前回の9月の香芝市の決算委員会において香芝市の職員から、部長から、これは受忍限度を超えたかと判断されているけれどもいつまでそれを走ること、当然稼働が一応予定ですから若干の前後はあるかもしれませんが令和6年8月、ここが新協定に基づいての新しく稼働していこうという今の一応予定なんです。だからそこまでは走っていただいていいよと、それ以降は約束の覚書事項がありますので、契約事項に沿ってその後はもう走ってもらわない、その権限を定めているのはこれは香芝市なんで王寺町からどうのこうの言われるものでもありませんので申し添えておきます。

(委員 鎌倉文枝) はい。

(委員長 下村佳史) はい、続けて鎌倉委員。

(委員 鎌倉文枝) 王寺町からどうこうとやか言おうとは思っていないんですけれども、この6年8月までということが答弁にあったということでしたので、いつの時点でそういうことがあったのかということが知りたかったのが1つです。

この間も私はおたくの議会の傍聴をさせていただいたんで

すけれども、非常に川田委員のご質問が強硬というかすごい勢いでされて部長の答弁が出てきたのではないかというふうに思うんだけど、委員会のときにはいませんでしたけど傍聴の様子を見させていただいて、委員会だったらもっと規模は小さいのでやり取りも違うかなと思うんですけども、でもこの6年8月は新覚書ですね、新協定。

(委員 川田裕) いや、覚書にはまだ日付が書いていない。

(委員 鎌倉文枝) 書いていないんですか。

(委員 川田裕) だって、まだ完成していない。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 誤解のないようにそこだけ。覚書にはもうちょっと早い時期が書いていたと思うんです。ただ美濃園の工事が延びたじゃないですか。その後についていつまでという書き直しはまだ行っていないと思うんです。ただ、今現在での稼働予定は令和6年8月、ですから遅くてもそこまでは稼働する条件として王寺町の収集車は白鳳台を通ってくれるなということが条件になっていて、それを廃掃法の6条の2の関係で香芝市が判断を行ったということでもありますから、法的に考えてやったことです。

だから、それについて別に何ら、まだそこを走るねんと言われたら稼働できないだけの話ですから、そういうことです。

(委員 鎌倉文枝) はい。

(委員長 下村佳史) はい、鎌倉委員。

(委員 鎌倉文枝) 多分部長さんの回答というのも、都市計画道路が完成してそっちを通る可能性が強いから、だって香芝市議会では順位を上げて1番にさせていただいているぐらいですから、だからそういうことを想定して6年8月というお答えが出ているのかなというふうに、もし協定とかではなかったらというふうに考えています。だから、川田委員が議長さんになられて突然景色が変わってきてしまっているなというふうに私は思っております。

(委員 川田裕) 委員長。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) いや、別に突然変わったわけじゃなくて、平成25年のときにこの特別委員会を設置したのも、もともと私の発議でやっているわけで、そのときにも負担割合の話も出ているし前王寺町長の保井町長の答弁も残っていますが、香芝市さんと王寺町でお金を負担し合いながらこの進入路の建設は進めていただきたいんだというそういう流れもあってずっと来ているわけです。だから、今だけ見て物を言われてもかみ合わないのはそこじゃないかと、このように思うわけで。

一般質問で私が議会の中で勢いよくと言うけど、それも国

会の質問でもみんな勢いよくやっておられるじゃないですか、それを人の質問に対してそういう言い方で、ほんなら何か僕が強要したから答弁をしたんだというふうに聞こえるという、悪意に取ればそういうふうに聞こえるので、そういった発言はなさないでいただきたいと、元気よくやるのは皆さんに元気よくやってくださいと私は議長として言っていますので、当然そんなんは関係ない、論議として関係ない話だと思いますので、申し添えておきます。

もう一点だけ、先ほどから言っていますけれども、一般処理、この廃掃法の6条の2を読んでください、勉強してください。ここにどこが事務区分であるか、何か先ほどから聞いていたら、いや、あなたたちがそうじゃないと言うから、じゃあもう勝手に道を造られたらどうですかと、我々は歩み寄ろうと思って話合いをしていたのに全く箸にも棒にもかからずの返答されるんだったら、ああ、分かりましたと、じゃあもう勝手にどうぞということになるじゃないですか。それをそれ以上何の話合いをせえというんですかということになるので。だから次回の本会議がございます。本会議までの間にゆっくりちゃんと事実を見ていただいて、そして法律も分かっていたら、そして責任主体がどこにあるのか、だからそれでもまだ今の意思が変わらないんだということになれば、我々も別に慌ててこの進入路を造る必要はないわけです

からそこは、ただ信頼関係を持ってやっていこうというのであれば当然王寺町さんも早く走っていただく、また別に道を造るのも大変でしょうからそれは大人の対応でまた協議はさせていただきたいと思えますけれども、だから話がかみ合っていないんです。

(委員 鎌倉文枝) はい。

(委員長 下村佳史) はい、鎌倉委員。

(委員 鎌倉文枝) そういう発言をすべきでないというふうにご指摘を受けましたけれども、これはあくまでも私の感想でして、というのが部長が答弁をされた後、市長の答弁がまた部長と打合せをして変わったところがありました。それは、川田委員の元気というのは本当に元気、私も元気に質問しますから元気はそれはいいことだと思いますけれども、そのところがどうかなど。私のこれは感想ですのでごめんなさい。ここで出すべきではなかったと思います、失礼しました。

(委員 幡野美智子) はい。

(委員長 下村佳史) はい、幡野委員。

(委員 幡野美智子) 川田委員に質問をさせていただきたいんです。ずっとお述べいただきまして、この廃掃法の関係で、悪臭、騒音、また振動によって生活環境の保全上、支障が生じないように必要な措置を講ずることが施行令の3条に書かれておりますが、そのことを引用して言われておりま

す。この受忍の限度を超えていると香芝市は認定しているというふうに言われました、これはどこの時点で認定されたんでしょうか。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) 解釈としては認定をしたから、これは35年前からある話ですから、ずっと現実にできなかつたら認定もできなかつたというところも事実あると思うんですが、認定したのはこの新設道路、先ほどから2番と言っている進入道路です、これを造るということを意思決定したときだと、それと同時だと思います。

(委員 幡野美智子) はい。

(委員長 下村佳史) はい、幡野委員。

(委員 幡野美智子) すみません、それはいつの時点で議会としてそういうことが決議として上がったんでしょうか、どういう状況でこの香芝市は認定されているんでしょうか。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) いや、議会は関係なくて、あくまでもこれは事務権限は香芝市にありますので議会はその権限ございません。だから、それは分からないので、いつにこの廃掃法6条の2によるものから判断されたものであるのかという質問に対してそのとおりであるということを回答いただいた、ご答

弁をいただいたということです。

(委員 幡野美智子) はい。

(委員長 下村佳史) 幡野委員。

(委員 幡野美智子) そしたら、それは何かの委員会のときに理事者からの答弁ということによろしいんですか。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 先ほど鎌倉委員がおっしゃっていました一般質問における回答であります。

(委員 幡野美智子) はい。

(委員長 下村佳史) 幡野委員。

(委員 幡野美智子) 香芝市のまず最初の1のほうの道路ですね、1と2というふうに言われておりますので分かりやすく言いますと1のほうで今現状走っている道路ということですが、これは香芝市さんの収集車も当然走っておられるし王寺の収集車も走っております、これの割合はどの程度なんでしょうか。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 割合というのは、配送の量でいけば7：3ぐらいでしょう。それで今負担割合もされているわけじゃないですか、人口もありますけれども。

(委員 幡野美智子) はい。

(委員長 下村佳史) 幡野委員。

(委員 幡野美智子) ですから、それは王寺町で調べたところと違いますが、8 : 2 というような数字も出ておりますけれども、いずれにいたしましても王寺町よりも香芝の収集車が走行しているのが当然多いわけでありまして、それが全て王寺町が生活環境の保全上、支障が生ずるような走り方をしているんだというように決めつけられるのはいかがかなというふうに私は思います。

この廃掃法の中には、運搬車は一般廃棄物が飛散及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであることという運搬車の規定もありますが、そのことも含めまして改善はされているわけでありまして、王寺町が一方的に生活環境の保全上、支障を生じさせているのかということの、それを前提に川田委員はずっとおっしゃっているわけですが、それは納得できかねるなというふうに私は思います。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 認定したのは我々議会じゃなくて香芝市が認定しているわけでありまして、その事実をもって確認をさせていただいた上でお言葉を申し上げさせていただいているわけで、何か聞いていたら私が勝手に言うてるみたいでそんな

ことございませんので。まして35年間、この新設の建設をお願いするに当たっての協議も大変だったんです。本当に職員さん大変だったんです、僕もずっと見ていましたから。だけど結局35年から、じゃあ聞くけれどもずっと王寺町の収集車は走ってくれるなど地元の方はみんなずっとおっしゃっているわけです。自治会さんたちはおっしゃっていたわけです。だからそれが新協定に今度書かれているわけじゃないですか。新しく、なぜ35年前に約束したことが今まで守られていないんだという意見も当然ありました。

そこで、先ほど言っていたのが廃掃法の6条の2、そして施行令の3条ですか、そこには基準が政令で設けられておりますので、その基準に沿って今回香芝市が判断なされたということでありまして、その判断権限というのはこれ香芝市にあって王寺町は関係ありませんので、ただ王寺町の収集車を走らせている権限は王寺町の権限でありますので、これは香芝市に事務権限があるわけじゃありませんので、その辺をちゃんと整理していただいた上でご発言をいただきたいと。

ただ、納得できないとか納得できるとかという話だったら法律関係ないじゃないですか、そういうことじゃないですか。

(委員 幡野美智子) はい。

(委員長 下村佳史) 幡野委員。

(委員 幡野美智子) 私の質問にお答えいただいている点がない点が、

7 : 3であろうが2 : 8であろうが香芝の車両が多いわけですね。そのことにつきまして、王寺が一方的にといいますかもちろんご迷惑をかけている部分があると思います。しかしながら、それは7 : 3、あるいは2 : 8の割合でそれは同じことを言えるのではないかと思うんですが、それについて川田委員はどのように思われますか。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 過去の協定から読んでいきますと、王寺町の収集車、香芝市の収集車は香芝市民のものでありますのでここはまだ受忍限度の範囲内であるところをおっしゃっていただいているわけです。これは私の意見じゃなくて地元の皆さんの意見です。だけどこれは前々から、今笑っていらっしゃいましたけれども真剣に怒号が飛んでやっているわけです。香芝市の職員さんにまた確認してください、そこは、お怒りなんです、皆さん。それをいつまでたったら約束を守るんだということ。また来年守るよ、再来年守るよ、次守るよ、ずるずるずるずる来ていたということ。

じゃあ、香芝から言わせていただいたら、2であろうが1であろうが、割合が、問題となっているのは香芝市以外の車が通ることが問題だと言われているんです。たまたまそこに

今固有名詞、王寺町という名詞がついてしまいますけれどもそれを除いていったら香芝市以外の収集車がなぜ我々の住宅地の中を走るんだという、ここが問題点なんです。だから、それを適切な措置が講じられなければ新しい建設に関して賛成はできないよと、こういう経緯だったんです。

だから、今さら割合が王寺が少ないとか多いとかじゃなくて、香芝以外の収集車が走っていることが受忍の限度を超えるんだとこのような理由をなされていたということであります。

(委員 幡野美智子) はい。

(委員長 下村佳史) 幡野委員。

(委員 幡野美智子) これは組合として香芝市と王寺町が共同で設立しているものであります。当然共同ですので王寺町の車がそこを通らなければ行けない、そういう前提で造られている施設ですよ。だから、その住民さんの思い、どれほど王寺の車両が迷惑をかけたのか分かりませんが香芝以外の車両は通ってほしくない、そういうふうに言われますことが前提として議論されるならばこの組合事業は成り立ちません。あくまでもその中でどういう措置がそれぞれの自治体、団体として地域住民の方に施策が打たれるのかということが次の問題となってきまして、それですと来たわけですよ、歴史的には。

だから、言われております香芝以外の収集車は通ってほしくない、それはそういうお気持ちは違うんじゃないかなというふうに思います。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) そもそも誤解されているのが、この新しく焼却場が、これ今回王寺町さんで建てていただいたらよかったわけじゃないですか、そういうことでしょうか。こちら35年間、皆さんに我慢いただいた中で市職員もそれに対する対応も全部香芝市で行ってきたわけじゃないですか。だけど場所がないということで今現在の同じ場所に建設を新しくするしかないんだと、香芝市でも精査させてもらいました、王寺町さんの分も精査させていただいたんです、こちらの事務でお金をかけて、だけど300メートルの枠をはめていって、その間に何ぼのご自宅があるのかということも全部調べた結果、香芝・王寺のエリア内の中において2か所しか建てれる場所がなかったということなんです。

その経緯の中をもって、ただし今の建設のところで建てるということになれば王寺からの進入路を当然造らないといけないという協議の内容になっていましたから、前からの。35年前からそれは約束をしている。ところがまた別の位置、ここから見えますこの奥のほう、この二上山の山の麓のほう

にはあったわけですがけれども、そこはもう道がありませんのでここから非常に長い進入路を造らなければいけないと。そういった費用負担効果というものを考えた場合、今の現時点で焼却場を建設するほうが効果的ではないかということで、これは香芝・王寺町さん共に合意の至るところであってやっているわけです。

ところが、問題は地元の協議において35年間、約束が守られていないんです。ずっと約束していたことが約束が守られていないから新しく建てる時にはその約束を守れよと、もう前回の約束の延長線上のようなものなんです。今回新たに発生してきた約束事じゃありませんので、だからそのためにじゃあ都計道路の優先順位を上げて公共福祉の向上のためです、お互いのということで香芝市は努力してきたわけです。ところが、ここになって費用負担もしないんだと、だってその協議も香芝市の職員さんは相当頑張られましたけれどもまとめるのに何年もかかったんですよ、これ。そういったこともされていない。そしてフリーライダーだと。こういうような声も今聞いているんです。

だから、公共で信頼を持ってやってきた。なぜ広域行政をするんですか。負担割合を持ちもって自分ところでやるよりもお互い両方でやったほうがコスト面にも有利的なものがあるだろうということで公共でやるわけじゃないですか。公共

政策としてやるわけじゃないですか。ところがそれを片側は公共でしましたけれども、じゃあ香芝市の土地にあるから全部香芝市がやらなきゃいけないんだといったら広域の意味がないじゃないですか、やる意味が。それは過去にそういう発想の議論というのはなかったと、議事録を読んでもありませんし真摯にお互いが責任を持つべき負担はお互いに負担し合ってやっていくと、協力しながらやっていくということで今まで来ていたわけでありまして、何も王寺町さんが悪いとか私そういう意味で言っているんじゃないくて、現実論として王寺町さんの収集車がその土地を通るところについて問題になっていたという事実を申し上げているわけでありまして、何も私、王寺町さんとは今でも、今までも長くお付き合いもさせていただいて真摯に話し合いもさせていただいていたということから全然ご尊敬申し上げながら来ていたわけですから。

(委員 松岡成行) はい。

(委員長 下村佳史) はい、松岡委員。

(委員 松岡成行) 1番松岡です。

いろいろ川田委員からお話を聞かせてもらって理解に苦しむところも多分にありますねんけれども、ここで福岡管理者の見解を聞かせていただきたいんですけれども、今までを聞いていらして。

(委員長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 今議論していただいていることですが、基本的には香芝の都計道路でありますから当然会計上というのは香芝市の支出になると、これはもう皆さんご承知のとおりだと思います。ただ、今までの議論と過去のお話というふうなことを踏まえた場合に、将来的な話になるかもしれないけれどもできたら規約を見直していただいたりとかそういった議論はしていく方向性は一つのお話かなというふうには思います。これは王寺町長も以前にお話しさせていただいたことなんですけれども。

(委員長 下村佳史) はい、松岡委員。

(委員 松岡成行) 今聞かせてもらいましたら、うちの副管理者はどうですか、今の福岡管理者の。

(副管理者 平井康之) 委員長。

(委員長 下村佳史) 平井副管理者。

(副管理者 平井康之) 将来的にいろんなことが起こってきますので、そういった課題についてどういう事務主体がどうか、あるいはそれに対して費用の負担をどうするか、それはものによって性格が違ってまいるので、市町の福祉の増進、先ほどおっしゃいましたけれども住民の利便性の向上に資するようなものが今後両市町で検討できるものは当然検討していく、ある程度検討していくべきだろうというふうに

思っておりますが、念のために、今までのいろんな、ここは政治の仕方だったと思うんですけれども、今までの組合事業としての在り方、あるいはその考え方、これは今までの当然経緯があるわけですからそれを遡って変えるということは私はいかななものかなというふうに思っていますし、今後出てくるいろんな事業についてどういう機能分担なのか責任分担なのか負担分担なのか、それを検討していくことは当然それは決してやぶさかでもないということでの理解をしております。

以上です。

(委員 松岡成行) 結構です。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) これ、いつまでやってもいいんですけれども、将来的な話をしているんじゃなくて今現実の話をしているんで、議会としては一切今まで打合せ、勉強会もやってきましたから考えが変わることはありません。歩み寄る気持ち、大人になって話をする気持ち、それは当然ございますが、一方的に費用負担はゼロなんですと言われることに対しては、だから先ほども言っていましたけれどもそれはもう自分のところの責任であとやってくださいと言うしか申し上げることができませんので、私がそちらに、いやいや、それは賛成してくださいとかそんなんを言うわけにいかないですか

ら、だから現実論を見ていただいて、この都計道路の設計をしたのはこれは組合でありまして、そこで検討も行われていてもう一つの道の案もありました、どちらにしようかという検討もあった中で今これ現在に至っているわけでありまして、それを将来的に負担と言ったって、まだ現在負担額決まっていないんです。現在はまだ確定していないんです、まだ協議中ですから。だから現在進行形で今話をさせていただいているんですけども、そのことをもって将来規約を変えるとか云々とかというんじゃなくて、もう状況によったら我々この規約の解釈は過去の進入路の建設においても過去の協定書においてもそういったことを前提として今までその解釈でやられてきていたわけだから、また管理者が変わられたら急にその解釈が変わるんだということは比例原則からいってもあり得ないと思っておりますので、だからもう状況によっては次回の10月27日に本会議がありますので条例の提出も検討に入りたいんだと、このように思っております。解釈してしまつたらしまいですから。

(委員長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 将来的にとというのは今話がずれていると思っておりますので、私の感覚でいいですか。

この道路とそういったものを全て含めたことを将来というかのことを話していくべきだという話をさせてもらっている

ので、別に将来の今現在起こっている問題を解決するための方法を将来的にとという表現をさせていただきただけで、別に将来何か造るものに対してとか将来負担のあるものに関して負担割合を今変えていこうという話ではなくて、今造っている道路であったりとかそういったものに対しての負担などを話し合うためにという意味の将来という意味で、話がずれているかなと思います。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) もう一度確認なんですけれども、今の問題を別にないがしろにしていることではないと、この問題も当然含めた上で王寺町さんと話をすると、こういう意味でよろしいですか。

(管理者 福岡憲宏) はい。

(委員長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) もちろんそういう意味で、ただそれで誤解があったので申し訳ないです。

(副管理者 平井康之) いいですか。

(委員長 下村佳史) はい、平井副管理者。

(副管理者 平井康之) 同じなんですけど、これは事実だけを申し上げて恐縮ですけれども、遅いんじゃないかというご指摘があるかもしれませんが、両市町でそのいろんな整理がございます。同じ事実関係でもって同じ法律解釈に基づいて負

担区分とか当然そういったことが出てくると思いますので、そのきちっとした調整を早急にこれはもうぜひさせていただきたいなというふうに思っておりますので。

完全に今まで100%一致して物事が進んできたかどうかということについていろんな論点がありますので、現に動いているもの、それから先ほどの話として少し出ましたけれどもスポーツ公園という話も一部ありました。いろんな関連事業という中でどういう位置づけにするのか、その関連事業の中身によって最初に私が申しあげましたように道路とかそういったものについては不特定多数の方が利用するのだからこれは施工主体が全て負担すべきものという、これ当然何回も言って恐縮ですけれども法令で決まっていることですので、それをなかなか曲げてということになると地元に対しての説明もつかないものですから、今のいろんな論点の整理をまず早急にやらさせていただきたいなということを申し上げたいというふうに思います。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) これはもう事実関係ですけど、環境省からの広域化、集約化に係る手引というのが発行されていますけれども、ここでも別に進入路に関してとか地元対策費について負担割合をすべきだということで書かれているわけです、昨日も電話して環境省のここの課に電話してこれの解釈も聞

きましたけれども、別段負担割合を今町長がおっしゃったように都計道路だから、もちろん事業主体は補助金をもらわないといけないから、香芝市で施工したとしてもあとのほうについては補助金とか寄附とかで対応しなさいというのを書いているわけ、アドバイスされているわけです、指導、助言されているわけです。

そのことについて今香芝の王寺の事情を申し上げて、都計道路だから王寺は負担をされないとこのようにおっしゃっているんだと、いや、それはないですよと、そういうやってはいけないという法律はないとこのように回答もいただいているわけです。総務省にもまた聞きますけれども、私も知っている人が総務省にいますから、だからそれは総務省かてどう考えたってそれが白とか黒とかそんな判断、憲法92条の地方自治の本旨に関してそのようなことを申し上げることがないと思っていますので、だから一体何を根拠にそれをおっしゃっているか最初に聞いていたけれどもご答弁がなかったということなんで、答弁ありましたけれども全然ごみの事務に関しての答弁はなかったということでもありますので、だからそこはもう協議されるんだったら香芝市も今負担割合の検討会をつくっておられますのでそちらと王寺町でまた検討いただいて、議会としては何度も申し上げますけれども、これ前回から相当調べて相当な時間も勉強を我々もやってきた中

で、もうこれ以上ずるずるずる行くつもりはありませんので、次回の27日までに一定の話合いを続けるのか、それとももうやらないというんだったら、もうそこで打切りをしたらいいと思いますから、そこだけまたよろしくお願い申し上げたいと思います。

(委員長 下村佳史) 中川副委員長。

(委員 中川義弘) 今、川田委員の言われることは、私の言うておる信頼というのは今まで香芝・王寺で信頼関係があって今までこういう話が出てこなかった、今こういうふうに負担割合についての話が一回も出てこなかった、それが今言うているように川田委員が今度あなたが委員会の委員になってこられてこういう話がまた出てきたということについて、私は今までどおりの管理者、副管理者の中でしっかりした話合いをしていくべきかと思えますねんけれども、今言うておられる35年間、今のままでほっておいたというこのほっておいた意味については別に王寺がほっといたわけじゃない、これは香芝がうちがせなあかん部分ができないのでということでもうちょっと待ってくれ、もうちょっと待ってくれということですずるずる延びてきたというふうに私は思っておりますので。

だから、そこらあたりの川田委員が独断で今言われるようにうちで2号線においても香芝市で金を出さんと打ち切るこ

とができるんやでというふうな物の言い方は無謀な言い方ではないかなと私は感じておりますので、そこらあたりひとつまたよろしくお願ひしたいなと思います。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) いや、事実関係を申し上げて、だから信頼関係とかということはもちろん信頼を持って我々もやってきたつもりですし、平成25年のときにもこの負担割合の話が出ていたじゃないですか、議事録を全部見ましたけれども、だけど今になってそんなことは知らないんだ、なかったんだとか言われても意味が分からない、じゃあ議事録に幻の文字が勝手に出てきたということですか。

だから、もうちょっと事実関係に基づいて真摯に、特別公共団体なので、香芝・王寺、香芝・王寺言われますけれども、これ特別公共団体として自治法で規定された、設置された法人になりますので、その辺を混同なさないようにやっていただいて、香芝市の事務は香芝、王寺の事務は事務、特別公共団体の事務は事務ということで決まっておりますので、そのあたりをもうちょっとご理解いただいた上でご発言いただかないと言っている意味が分かりませんので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

(委員 幡野美智子) はい。

(委員長 下村佳史) 幡野委員。

(委員 幡野美智子) 次の10月27日の本会議には条例案を出
しますというふうな……。

(委員 川田裕) 検討ね。

(委員 幡野美智子) ご発言であります、もっとお互いの理
解、そのあたりが必要だというふうに思うんです。

大分擦れ違いというか基本的な部分での認識も違いま
すし、そのあたりで一方向的に条例案を出すと言われても実りの
ある会議にはなりません。ですから、そういう意味ではもっ
とこの議会の運営の在り方といたしまして10月27日の本
会議を今まで35年間ほったらかしてきていて何やというふ
うに川田委員はおっしゃるんですけれども、私たちとしては
やぶから棒にというそういう思いです。

ですから、そういうことでは議会の本質というのはよく話
し合って議論を収れんして落ち着くところに落ち着かせる
ということの意味で議会としてあるわけですけれども、一方的
にぱっぱとやってしまうというのでは議会の役割、存在意味
もどこにあるのかということになってしまいますので、この
10月27日と言われることは撤回していただきたいな
というふうに思います。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) 議会で審議するのは当たり前のことだと思いま

すし、また合議制でやっていくわけですから、今の言い方だったら独任制でやっているみたいに聞こえますので、議会は合議制ですから合議をもって最終的に判断が決められると、その手続論を云々とかそれはいろいろあるかもしれませんが、何でもかんでも、だったらみんなで話し合って話し合ってって言うけれども、話し合うのが議会の場じゃないですか、その他どこで話し合いをするんですか。

だから、そういったところももう一度原点に戻って、そして進入路を造るといふのはこれもともと特別公共団体である香芝・王寺、そして環境施設組合、ここが事務主体でしょう、本当は、ただその費用的な効果とかがあるので香芝市の都計道路としてやった方がいいじゃないかとか、そうじゃないよ、もう単独で造った方がいいんじゃないかとかそういう検討、議論が過去にあったわけで、それで都計道路でやりましょうと行って今まで導かれてきているわけじゃないですか。

だから、一方的にと言われますが、我々はこれだけ資料も探して過去のいろんなものも見てきて議事録も読んで、そして今出席してきているわけです。ところが、ほとんど何もされてこなかった、それは当然話かみ合わないじゃないですか、だから審議、話し合いとおっしゃるんだったら次回までにしっかりと過去のもの、これは僕だけでもこれだけのことを

集めることができたわけですからしっかりと徹底して、徹夜でもしたら読めると思いますからそこはよろしく願いしたいと。

27日の議会のこれは地方自治法による権限によって書かれているものでありますので、それを撤回することはありません。

(委員長 下村佳史) いいですか。

(委員 幡野美智子) 納得できませんが、ご意見としてお聞きしておきます。

(委員長 下村佳史) それでは、ほかにありませんか。

(なしの声あり)

(委員長 下村佳史) ないようですので、審議を打ち切ります。

続きまして、案件2、その他、委員または事務局からごさいませんか。

(なしの声あり)

(委員長 下村佳史) ないようですので、これで打ち切ります。

その前に、次回10月27日までには十分今までの過去の経過ももう一度調べていただき、議題に乗るような、かみ合

うような審議をしていきたいと思imasuので、その点をよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

本日の委員会の報告の作成は私に一任お願いでできますでしょうか。

(異議なしの声)

(委員長 下村佳史) これで新ごみ処理施設建設調査特別委員会を閉会いたします。

皆さんご苦労さまでした。

閉会 午後0時05分

以上、会議の顛末を記載し、その事実相違ないことを証し署名する。

令和3年10月7日

香芝・王寺環境施設組合議会

委員長